

# 千葉県報

号外  
令和7年3月31日

号外第40号

千葉県報

令和7年3月31日(月曜日)

## 主要目次

規則	千葉県庁議規則の一部を改正する規則	一
〇	立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則	一
〇	千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則	一
〇	住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	一
〇	千葉県文書館管理運営規則の一部を改正する規則	二
〇	私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則	二
〇	知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	二
〇	千葉県広報広聴規則の一部を改正する規則	三
告示	私立学校振興助成法施行規則に基づく提出書類の指定	三
〇	昭和二十六年千葉県告示第七十三号の一部を改正する告示	三
〇	私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定	三
〇	千葉県私立学校経常費補助金交付要綱を廃止する告示	三
訓令	千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令	三

## 規則

千葉県庁議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第二十五号

#### 千葉県庁議規則の一部を改正する規則

千葉県庁議規則(昭和四十三年千葉県規則第十七号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三項中「地域づくり担当部長、交通担当部長」を「交通・規制緩和担当部長」に改める。

#### 附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第二十六号

#### 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和五年千葉県規則第十号)の一部を次のように改正する。  
第十号中「第十五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び」を「、第二十八条の六第一項並びに」に改める。

#### 附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第二十七号

千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則  
千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年千葉県規則第百号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前(当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告において当該一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告を少なくとも二十四日前に行う旨を公告した場合に限る。)」を削る。

#### 附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第二十八号

#### 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

#### 附則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年千葉県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第三条第一項及び第四条第一項中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県文書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第二十九号

千葉県文書館管理運営規則の一部を改正する規則

千葉県文書館管理運営規則(昭和六十三年千葉県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第三十号

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則

私立学校関係法施行細則(昭和四十八年千葉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に、「及び」を「第五号及び」に改め、同項第五号中「第三十八条第八項において準用する法第九条各号」を「第三十一条第一項第二号から第五号まで」に改める。

第十七条第一項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「第十条」を「第九条」に改める。

第十九条第一項中「第二条第五項第三号」を「第三条第五項第三号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「第三十条第一項及び第四十五条」を「第二十三条第一項及び第八十条」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第三十一号

知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年千葉県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第五条第二項中「により処分通知等」の下に「(当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。)」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。

第七条第一項中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附則  
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県広報広聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十二号

千葉県広報広聴規則の一部を改正する規則

千葉県広報広聴規則(昭和五十年千葉県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「地域づくり担当部長」を「総合企画部次長(二人以上置かれているときは、総合企画部長の指名する者)」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告

示

千葉県告示第二百七十七号

私立学校振興助成法施行規則(令和六年文部科学省令第二十九号)第二条第四号の規定により、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

なお、この告示は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査報告とする。

千葉県告示第二百七十八号

昭和二十六年千葉県告示第七十三号(学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一条中「第二十六条第一項(同法第六十四条第五項)を「第十九条第一項(同法第五十二条第六項)に、「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。第二条中「種類は、」の下に「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規

定する統計基準である」を加え、「平成二十五年総務省告示第四百五号」を「以下「日本標準産業分類」という。」に改める。

千葉県告示第二百七十九号

私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十四条第二項の規定により、知事を所轄庁とする学校法人が同条第四項の規定により知事に提出する令和七年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書について、次のとおり公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

なお、平成二十八年度千葉県告示第百八十六号(私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定)は、令和六年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書(活動区分資金収支計算書を除く。)が作成されているかどうか。

千葉県私立学校経常費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百八十号

千葉県私立学校経常費補助金交付要綱を廃止する告示

千葉県私立学校経常費補助金交付要綱(平成七年千葉県告示第六百七十七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の千葉県私立学校経常費補助金交付要綱第二条第一項に規定する補助事業に係る補助金であつて、この告示の施行の日前に千葉県補助金等交付規則(昭和三十二年千葉県規則第五十三号)第四条の規定による交付の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

訓

令

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第6号

本庁  
出先機関

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県行政文書規程(昭和六十一年千葉県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事印の項児童扶養手当・特別児童扶養手当専用の目中「健康福祉部児童家庭課長」を「健康福祉部子育て支援課長」に改め、同表所長印の項畜産総合研究センター市原乳牛研究所・嶺岡乳牛研究所専用の目の次に次のように加える。

水産総合研究センター 内水面水産研究所専用	産究長 産用 水面 水産	方二十ミリメートル	千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所長
千総セ 内研	千葉県水産総合研究センター		

別表第二商工労働部の項産業振興課の目の次に次のように加える。

カーボンニュートラル推進課

カ

別表第二県土整備部都市整備局の項都市計画課の目の次に次のように加える。

宅地安全課

宅

別表第三中央家畜保健衛生所の項及び東部家畜保健衛生所の項を次のように改める。

東部家畜保健衛生所	東家畜
西部家畜保健衛生所	西家畜

別表第三北部家畜保健衛生所の項を削る。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八